

自動車検査用機械器具の審査基準の一部改正について

1. 現行制度の概要

自動車検査用機械器具については、道路運送車両法施行規則第57条第1項第4号の定める技術上の基準（平成7年運輸省告示第375号）に適合しているかどうかの審査業務の適正、かつ、能率的な実施を図ることを目的として「自動車検査用機械器具の審査基準（平成7年6月14日）」（以下、「審査基準通達」という。）が定められている。

2. 改正の概要

国土交通省では、電子制御装置に係る自動車検査手法について「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」において検討を進め、令和3年10月以降の新型車を対象に、令和6年10月から電子的な検査（OBD検査）を開始（※）することとしている。

（※）輸入車については、本国メーカーとの調整等準備期間を要することから、令和4年10月以降の新型車を対象に令和7年10月から検査を開始

OBD検査に必要となる検査用スキャンツールの技術基準を定めた「自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準」（平成7年運輸省告示第375号）について、令和3年10月15日に公布したところ、本基準への適合性の審査の実施に係る取扱いを定めるため、審査基準通達において、検査用スキャンツールに係る取扱いを規定する。

3. 検査用スキャンツールの主な審査基準

- ・車載式故障診断装置（OBD）と指定の通信規格に基づき通信できるか
- ・自動車技術総合機構が開発し配布する検査用のアプリケーションを作動させることができるか
- ・使用に耐えるよう、十分な耐久性があるか
- ・検査用スキャンツールに型式や製造番号等が表示されているか

等

4. スケジュール

施行日：公布日と同日